

令和6年11月14日

まちづくり委員会資料

陳情第75号

エスカレーターの安全な利用の促進に関する
条例の制定に関する陳情

建設緑政局

陳情第75号 エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例の制定に関する陳情

令和6年11月14日
建設緑政局路政課

1 管理するエスカレーターにおける取組の概要

エスカレーターは、本来、立ち止まって利用するものであり、エスカレーターの左側に立ち止まり、右側を歩いて利用する形態は、緊急停止などによる大きな事故につながるおそれがあるばかりでなく、子供連れや高齢者・身体の不自由な方々の利用に支障をきたすおそれがある。

一方で、こうした利用の形態は、慣例化されていることから、本市の取組だけで市民の意識を変容し、利用の形態を変えることは困難である。

このため、管理する駅自由通路等のエスカレーターにおける利用者のマナーアップに当たっては、次のとおり、鉄道事業者等の関係機関と連携しながら、呼びかけ等の啓発活動を実施している。

(1) 管理する駅自由通路等のエスカレーターにおける呼びかけ（年1回）

- ・ 川崎駅中央通路5基（市、JR、東芝他）
- ・ 川崎駅北口通路2基（市、JR、東芝他）
- ・ 小杉駅4基（市、JR、東急、三菱）

(2) 啓発ポスターの掲示（通年）

川崎駅、小杉駅、溝口駅、登戸駅

(3) 床面ラッピングの設置（通年）

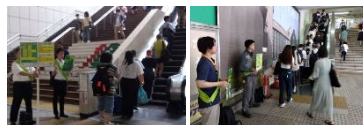
川崎駅、小杉駅

(4) 他都市・関係機関と連携した取組

全国の鉄道事業者57社局・5団体や空港施設、商業施設、自治体（4都県、本市含む12政令市及び2一般市）が共同で実施している、エスカレーター「歩かず立ち止まろう」キャンペーンに参加し、啓発ポスターの掲示等を行っている。

(5) その他

アゼリアビジョンにおける啓発動画放映、エスカレーター利用者数調査



2 取組の経過

平成20年12月	平成19年に発生した川崎駅中央通路のエスカレーターにおける事故（部材剥離によるもの）を機に、市議会において、マナー啓発の取組が求められる。
平成20年度	管理するエスカレーターの安全な利用を促進するため、川崎駅中央通路でキャンペーンを開始（以降継続）
平成26年度	キャンペーンの実施箇所に武蔵小杉駅を追加
平成28年度	JRなど鉄道事業者と連携したキャンペーンを開始（以降継続）
平成29年度	キャンペーンの実施箇所に川崎駅北口通路を追加
令和2年度	九都県市の共催でのキャンペーンを実施（コロナ禍を受け、現地での呼びかけ等は未実施）
令和5年度	新型コロナウイルス感染症が収束に向かい、川崎駅で呼びかけ等を再開

3 管理するエスカレーターにおける転倒事故の発生状況

(件)

管理するエスカレーターにおける転倒事故の発生状況は、右表のとおり。例年20～30件程度の転倒事故が発生しているが、歩行が原因と見受けられるものは、過去5年間で2件のみ。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
転倒事故件数	17	18	26	27	29
歩行が原因の転倒事故件数	0	0	0	1	1

4 他都市のエスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例の概要

(1) 埼玉県及び名古屋市における制定状況

埼玉県（令和3年3月30日制定、同年10月1日施行）

名古屋市（令和5年3月23日制定、同年10月1日施行）

(2) 両都市における条例の内容

- | | |
|------------|--|
| 目的 | ・ エスカレーターの安全な利用の促進を図ること |
| 行政 | ・ 条例の目的を達成するため、必要な施策を実施すること |
| 利用者 | ・ 管理者に対し、必要な指導又は助言を行うこと |
| 管理者 | ・ 立ち止まった状態でエスカレーターを利用すること |
| 事業者 | ・ 利用者に対し、立ち止まった状態でエスカレーターを利用しなければならないことを周知すること |
| 罰則等 | ・ なし |

5 陳情要旨

- エスカレーターの安全な利用の促進に関する条例を制定し、エスカレーターを安全に乗るためのルールを市民に呼び掛けてください。
- エスカレーターを歩いて上ることはとても危険である。ただし、忙しい人などは、分かっているにもかかわらず上る状態である。なぜならば、エスカレーターの片側が空いているため、とてももったいないと感じるからである。エスカレーターの利用の仕方を市民の人に知ってもらいたい必要があると感じる。既に埼玉県、名古屋市では先行して条例を制定しているが、苦戦をしていると感じる。実際の運用に即した乗り方を継続的に呼び掛けていただくよう、ここに陳情いたします。

6 本市の見解

条例のうち利用者への義務付けについては、管理するエスカレーターにおいて、エスカレーター上の歩行を原因とする重大な事故が発生していないこと等から、本市において条例の制定が必要な状況はなく、引き続き、消費者庁からの事務連絡に基づく利用者への啓発活動や管理するエスカレーターにおける啓発活動に取り組む。

また、管理者及び事業者への義務付けについては、エスカレーターの構造基準等を所管する国土交通省が主体となっており、事業者と連携した管理者への啓発等が行われており、引き続き、国が主体となって取り組むべきものと考えている。